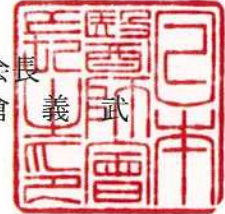


日医発第1163号（健 I 259）  
令和2年2月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会  
横倉 義武



「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」および留意事項の改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」および留意事項の改正について、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

厚生労働省では、先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、伐木およびかかり木の処理および造材の作業における危険ならびに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を改正したところです。

今般、この改正の内容を踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を下記の方針に基づき別添のとおり改正しました。また、ガイドラインの改正に伴い、留意事項も改正いたしました。

つきましては、ガイドラインおよび留意事項改正の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

【ガイドライン改正方針】

1. 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。
2. 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。



基 発 0131 第 6 号  
令 和 2 年 1 月 31 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について  
(要請)

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念されます。

このため、従来より、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3)に基づき、林業の作業現場において、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図っています。

厚生労働省では、先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)を改正したところです。

今般、この改正の内容も踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を下記の方針に基づき別添のとおり改正しました。

つきましては、傘下の関係者等にその普及・定着を図り、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等の一層の推進を図られますようよろしくお願いいたします。

## 記

- 1 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。

- 2 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。

現 行	改正案
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 緊急時における連絡体制等の整備</p> <p>(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知</p> <p>事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。)に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン</p> <p style="text-align: right;">基発第 461 号の 3 平成 6 年 7 月 18 日 改正 基発 0131 第 4 号 令和 2 年 1 月 31 日</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 緊急時における連絡体制等の整備</p> <p>(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知</p> <p>事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。)に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。</p> <p><u>ア 移動体通信(携帯電話(スマートフォンを含む。))及び PHS(以下「携帯電話等」という。))又は無線通信(トラ</u></p>

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(仮称)に係る新旧対照表

<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡の方法</u> (新設) (新設)</p> <p>ニ <u>労働災害発生時における被災労働者の災害発生場所から山土場等への移送の方法</u></p> <p>ホ <u>労働災害発生時における被災労働者の山土場等から医療機関までの移送の方法</u></p> <p>ヘ <u>作業現場に持ち込む負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料(以下「救急用品」という。)の内容等</u> (2) (略)</p> <p>4 作業開始前の連絡の方法の確認等 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。</p>	<p><u>ンシーバーを含む。以下同じ。)による通信が可能である範囲</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法</u></p> <p>オ <u>緊急車両の走行が可能である経路</u></p> <p>カ <u>労働災害発生時における被災労働者である傷病者(以下「傷病者」という。)が緊急車両に乗車することが可能である場所</u></p> <p>キ <u>傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法</u></p> <p>ク <u>傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法</u></p> <p>ケ <u>作業現場に持ち込む傷病者の応急措置に必要な救急用具及び材料(以下「救急用品」という。)の内容等</u> (2) (略)</p> <p>4 作業開始前の連絡の方法の確認等 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。</p>
---	--

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(仮称)に係る新旧対照表

<p>(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。</p> <p><u>イ</u> 事業場の事務所、消防機関等救急機関等の連絡先</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 連絡の方法として<u>通信機器</u>を使用する場合には、<u>当該通信機器</u>のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。</p> <p><u>ア</u> 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> <u>労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号</u></p> <p>(2) 連絡の方法として、<u>携帯電話等又は無線通信</u>を使用する場合には、<u>当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器</u>のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>5 作業現場における安全の確認等</p> <p>(1) 事業者は、連絡責任者(代理者を含む。以下同じ。)に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>イ</u> 事業場の事務所との連絡に<u>無線機器</u>を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への<u>通信</u>が可能である位置を確認しておくこと。</p> <p><u>ロ</u> (略)</p>	<p>5 作業現場における安全の確認等</p> <p>(1) 事業者は、連絡責任者(代理者を含む。以下同じ。)に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p><u>ア</u> 事業場の事務所との連絡に、<u>携帯電話等又は無線通信</u>を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ<u>当該携帯電話等又は無線通信による通信</u>が可能である位置を確認しておくこと。</p> <p><u>イ</u> (略)</p>

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(仮称)に係る新旧対照表

<p>ハ (略)</p> <p>(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>6 労働災害発生時の連絡等</p> <p>事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3の(1)のハにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に<u>応急処置</u>、<u>被災労働者の移送</u>の方法等について指示を求めること。</p> <p>(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、<u>応急処置</u>の実施、山土場等への<u>被災労働者の移送</u>等被災状況に応じた措置を講じること。</p> <p>7 教育訓練の実施</p> <p>事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>6 労働災害発生時の連絡等</p> <p>事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 3の(1)の<u>エ</u>により定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に<u>応急措置</u>、<u>傷病者の搬送</u>の方法等について指示を求めること。</p> <p>(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、<u>応急措置</u>の実施、山土場等への<u>傷病者の搬送</u>等被災状況に応じた措置を講じること。</p> <p>7 教育訓練の実施</p> <p>事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行</p>
---	---

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(仮称)に係る新旧対照表

行うこと。

- (1) (略)
- (2) 通信機器の機能及び取扱いの方法

(新設)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 事業場の事務所、消防機関等救急機関等に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方
- (6) 被災労働者の移送の方法
- (7) 応急処置の方法

うこと。

- (1) (略)
- (2) 携帯電話等の端末及び無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法
- (3) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) 事業場の事務所、消防機関等救急機関に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方
- (7) 傷病者の搬送の方法
- (8) 応急措置の方法



林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

基発第461号の3  
平成6年7月18日  
改正 基発0131第4号  
令和2年1月31日

1 目的

本ガイドラインは、林業の作業現場における緊急時の連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害の発生時における被災労働者の早急な救護等を図ることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、伐木、造材、集材、造林等（以下「伐木等」という。）の作業を行う作業現場（以下「作業現場」という。）を有する林業の事業者に対して適用する。

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及びPHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

- カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所
- キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法
- ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法
- ケ 作業現場に持ち込む傷病者の応急措置に必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認し、不足がある場合は補充すること。

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

## 6 労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

(1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

(2) 3の(1)のエにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急措置、傷病者の搬送の方法等について指示を求めること。

(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への傷病者の搬送等被災状況に応じた措置を講じること。

## 7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1) 連絡体制

(2) 携帯電話等の端末及び無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法

(3) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5) 作業場所と山土場等との連絡の方法

(6) 事業場の事務所、消防機関等救急機関に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方

(7) 傷病者の搬送の方法

(8) 応急措置の方法



基安安発 0131 第 6 号  
令和 2 年 1 月 31 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の留意事項  
について（要請）

今般、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 4 号「「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について」により、平成 6 年 7 月 18 日付け基発 461 号の 3「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改正したことを踏まえ、今般、新たに、別添のとおり「「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の留意事項」を定めることとしましたので、ご了知の上、傘下の関係者等に周知いただきますようお願いいたします。

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の留意事項

「1 目的」について

林業の伐木等の作業は、通常複数の労働者からなる作業班を編成して行われるが、班内の各労働者が同一の場所で作業を行うことは少なく、各労働者は100メートルからときには数100メートル離れて一人で作業を行い、しかも短時間で作業場所を移動することが多いため、作業中に労働災害が発生した場合被災労働者の発見が相当遅れ、被害を大きくさせてしまうケースが少なくない。

また、一般に林業の作業を行う現場は市街地から遠く離れており、交通が不便でかつ電気通信事業者が提供する一般の電話も近くになく、加えて携帯電話等のサービスエリアの範囲外であることが多いため、労働災害が発生した場合に、即時に消防機関等救急機関に連絡することは困難であり、しかも、救急車が災害発生場所へ到着するのに相当な時間を要することが多いことから、さらに被害を大きくさせてしまうこととなる。

本ガイドラインは、このような林業の作業の実状を踏まえて、作業現場における連絡体制、労働災害発生時における作業現場から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害が発生した場合の早期発見及び被災労働者の早急な救護を図ることとしたものである。

なお、このような連絡体制の整備等により、作業中の関係者間での連絡調整が円滑に行われ、労働災害の未然防止を図ることも期待できるものである。

「3 緊急時における連絡体制等の整備」について

(1) 緊急時における連絡の方法等について

ア 作業中の労働者相互の連絡の方法としては、声による方法、呼び子による方法、携帯電話等による方法、トランシーバー等の無線通信による方法等があること。

イ 労働災害発生時における連絡の方法については、携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲を踏まえ、適切に設定すること。

ウ 関係労働者への周知については、7の教育訓練によるほか、事業場の事務所、作業現場の休憩場所に掲示する等の方法があること。

エ (1)のイの「山土場」とは、伐木、集材の作業において伐採木をいったん集積する林道に隣接した場所であり、自動車が入れる最も作業現場に近い地点である。

(2) 通信の種類等について

電気通信事業者が提供する有線による一般の電話が使用できない場合の通信手段としては、①携帯電話等、②無線通信、③集材装置用電話などがあるが、その概要は次のとおりであること。

ア 電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））しているものの、山間部にはサービスエリア外となっている場所も存在していること。このような場所であっても、衛星携帯電話を利用できる場合があること。

なお、衛星携帯電話は、一般的に、陸上等での利用が可能な人工衛星を利用した移動体通信サービス（携帯電話）であり、陸上の基地局を利用した通常の携帯電話に比べ、通信インフラの整備されていない場所（山間部等）での利用が可能とされているほか、非常災害時にも有効に活用できるといった利点があること。

イ 無線通信には次表のものがあるが、通信距離を確保しようとすればするほど機材の重量が増加するとともに消費電力も増加すること。また、各種業務用無線局の開設には、無線従事者免許を有する者の配置や地方電波管理局から無線局の免許を受けることが必要であること。

種類	概要	無線局開 局免許	有資格者に よる操作	通信範囲
特定小電力 無線局（特定 小電力トラ ンシーバー）	出力0.01W以下であって、指定された呼出符号を自動的に送受信するもので、技術基準適合証明を受けた設備を使用するもの	不要	不要	200m～2km
簡易無線局	技術基準適合証明を受けた設備を使用するもので、一定の周波数帯及び出力	簡易な手 続き	不要	2～6km
各種業務用 無線局		要	要（ただし、 陸上移動局 及び携帯局 の通信操作 は除外）	50km以上に 及ぶことがあ る谷間との更 新は可能

ウ 集材装置用電話は、装置の運転席と荷かけ作業場所との間に設けられた有線又は無線のインターホンであり、荷かけ作業場所やその付近の作業場所と山土

場との連絡手段の一部として活用することが可能であること。

(3) 連絡責任者の選任について

連絡責任者は緊急時において連絡等の指揮をとる者であるので、作業全体の指揮をとる作業班の責任者を連絡責任者に選任しておくことが望ましいものであること。また、連絡責任者は作業現場を離れるような場合には連絡責任者に代わってその職務を行う者を指名し、緊急時の指揮をとる者を明らかにしておくこと。

「4 作業開始前の連絡の方法の確認等」について

(1) 最寄りの電話の設置位置について

通常、山土場等から事業場の事務所等には、無線通信でなければ通信することは困難であり、作業を行う場所の地形によってはこの方法によっても通信できない場合がある。このため、山土場等から自動車等により一番近い民家等に行き、その電話を借り、連絡しなければならない場合もあるので、あらかじめ確実にその位置を把握しておく必要があること。

(2) 木材の運搬に使用するトラックに搭載されている通信連絡設備について

通常、集材した木材は山土場でトラックに積み運搬するが、業務用の無線通信の機器を搭載したトラックもあり、これを借用し、運送会社に連絡をとり、そこから事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡を要請することも有効な方法であること。

(3) 携帯電話等の端末又は無線通信の通信機器の点検について

携帯電話等の端末又は無線通信の通信機器には、充電可能な電池が使用されることが一般的であるので、常に携帯電話の端末又は無線通信の通信機器を使用可能な状態にしておくために、その充電状態を確認する必要があること。

また、電池は繰り返し使用や経年によりその性能が大きく劣化することに留意する必要があること。

「5 作業現場における安全の確認等」について

(1) 携帯電話等又は無線通信による通信が可能な位置の確認について

携帯電話等又は無線通信による通信が可能な距離は、携帯電話等又は無線通信の出力だけではなく、地形等に大きく影響されることから、あらかじめ通信を試行し、通信が可能である位置がどこであるかを確認しておくことが必要であること。



(2) 作業場所における労働者相互の安全の確認について

- ア あらかじめ、各労働者がどこでどのような作業を行うか等の作業配置、作業内容について明確にしておくこと。
- イ 連絡責任者は、労働者に対し、①定時又は②異常時の発見時、③他の労働者から異常の発生の可能性について指摘があった時等に労働者相互の連絡を行い安全の確認を行うよう指示することにより、労働者全員の安全を確認しておくようにする必要があること。
- ウ 作業場所における労働者相互の安全の確認の方法としては、例えば、次のようなものがあること。
  - (ア) 声の届く場所に行き、他の労働者に呼びかけ、応答があることを確認すること。
  - (イ) 定められた時刻にすべてのチェーンソーを停止させ、あらかじめ定められた手順により呼び子で各労働者に呼びかけ、呼び子による応答があることを確認すること。
  - (ウ) 携帯電話等の端末又は無線通信の通信機器（以下「端末等」という。）を使用し、呼びかけて応答があることを確認すること。
- エ 各労働者に端末等を携帯させている場合には、労働者が被災したときはその端末等により被災者本人から連絡することが可能と考えられるが、端末等を身に付けていない状態で労働災害に被災したとき又は身に付けていてもその操作が不可能となる程度に被災したときは、被災労働者が労働災害の発生を連絡することが不可能となることに留意しておく必要があること。

「6 労働災害発生時等の連絡等」について

- (1) 労働災害発生時における事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡については、原則として、適切に状況判断ができる連絡責任者に行わせることとしているが、これは緊急を要するものであるので、連絡責任者に限らずその状況に応じて他の者が行うことも考えられるものであること。
- (2) 救急車の運転者が山土場等へ進入するに当たっては目標となるものが少ないことから、必要に応じ公道上等のわかりやすい目標のある位置で救急車を迎えるようにすること。また、あらかじめ、伐木等の作業を行う作業現場を対象とする調査等を行うときには、救急車の進入の際に目標となるものを確認するとともに、朝礼等の場を活用するなどにより、情報を共有することが望ましいこと。
- (3) 早急な治療が必要な場合には、救急車の到着を待たずに、マイクロバス等により傷病者の搬送を始め、途中で救急車に移し換えること。このため、常にマイクロバス等を使用可能な状態にしておく必要があること。

「7 教育訓練の実施」について

- (1) (2)の「携帯電話等の端末又は無線通信の通信機器の機能」には、地形に応じた通信可能な距離の目安、携帯電話等の端末又は無線通信の通信機器の充電状況を踏まえた使用可能時間等が含まれること。
- (2) (3)から(8)までの教育訓練の項目については、実際に作業を行う現場において訓練を行うことが望ましいものであること。
- (3) 傷病者の早急な救護を図るためには、労働災害発生時にいかに早く消防機関等救急機関に連絡するかがポイントであり、このためには各労働者が必要な知識を持ち、相互に連携することが不可欠であることから、連絡責任者をはじめ関係労働者に教育訓練を繰り返し行うことが極めて重要であること。